

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・県有4施設の指定管理者制度の導入や当法人への6施設移譲に伴い、事務局及び10施設の11部門体制をとっている。法人の自主的・自立的な運営体制の構築を図るために、17年度末に職員配置の見直し及び職員数の適正化などの抜本的な見直し、障害者福祉分野へ経営資源の選択と集中を進めている。
- ・職員の管理職登用や退職したプロパー職員の再雇用に取組むとともに、今後、大きな影響が予測される障害者自立支援法への対応については、内部ワーキンググループで検討を進めているが、引き続き、法人としても自主性と積極性の確保に向けた組織体制の見直しを進めていただきたい。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・県立社会福祉施設の6施設移譲に伴う独立採算による運営及び4施設への指定管理者制度の導入により、より一層の効率的な施設運営と経営の自立化が求められるようになった。そこで、支出の7割を占める人件費については、正職員の基本給5%カットや早期勸奨退職制度の導入により正職員を削減し非正規職員への移行を進めたことなどにより削減に取組むとともに、各施設の委託業務等の一括発注や業務員の兼務などにより施設の維持管理経費節減を図り、更に市町との連携を強化して東温市から新規事業を受託するなど新たな取組みも進めていることは、評価できる。なお、18年度の当期収支差額は約111百万円の黒字となっているが、これは先にもあるように経営の自立化に向けて、人件費の削減などを行った結果であり、将来必要な施設整備のため、積立していくこととしている。
- ・指定管理者制度導入4施設(愛媛母子生活支援センター、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、視聴覚福祉センター)の運営については、効率的な運営、実施事業の充実、関係団体への事業案内等の積極的な営業活動、ホームページの開設や研修の充実等の利用者のサービス向上に努め、利用者数を把握している3施設の18年度利用者数は99,106人(前年度比36.3%増)で前年度より増えている。制度導入による県民サービスの向上により利用者増を図っており、当法人の指定管理者としての取組みは評価できる。今後は、可能な限り改革実施計画に利用者数や利用料金収入の取組指標を設定し、より一層の利用促進に努めていただきたい。
- ・今後とも、収入増や経費削減の取組みを強化するとともに、入所者等に対する福祉サービスを低下させることなく、施設の効率的・効果的な運営に努め、安定した経営を行えるよう、経営基盤の充実・強化に努めていただきたい。
- ・なお、18年10月から障害者自立支援法が施行され、新事業体系に移行し、現在の業務形態や報酬単価が変わることに伴い、当法人の各施設・事業経営にも様々な影響が予測されるので、同法が与える影響を踏まえた経営計画を立てるとともに、法の趣旨を踏まえ、障害者の自立支援に取組んでいただきたい。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・18年度は、役員数は10名でうち2名は常勤である。職員数は174名で、18年度は、組織体制の見直し等により職員数を38名減員している。また、人件費については、早期退職制度導入、各種手当の廃止、基本給の5%カットなどにより、人件費の圧縮に取組んでいるところであるが、引き続き、利用者へのサービス提供水準の維持にも留意するとともに、今後とも、他県の社会福祉事業団や県内の他の民間社会福祉法人が経営する同種施設の状況も参考にしながら、取組んでいただきたい。
- ・1次評価にあるとおり、引き続き、正規職員の退職に伴う非正規化に当たっては、能力や経験のある臨時職員の採用や職員配置の工夫などに努めるとともに、給与制度については、職員のモチベーションを確保できるよう、職員の意欲・能力・業績等を反映できるような見直しを検討していただきたい。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

- ・県の財政的関与のうち委託料については、18年度は、移譲6施設が支援費による自主運営に移行することに加え、こどもの城と体験型環境学習センターの管理が外れたことや県の厳しい財政状況や当法人の経費節減・収入増の努力を反映して大幅な減少となっている。
- ・また、当法人では、老朽化した移譲6施設の改修に向け、18年度に県から18億円の補助金を受け「施設整備費等積立金」を積立、県では当法人への移譲施設を含め他の他社会福祉施設の改修に備えるため16億円の「社会福祉設備基金」を設置した。今後も当法人の移譲施設の改修への対応に、県の支援が必要であることは認められるが、県の「社会福祉施設整備基金」による助成に当たっては、法人の自立経営、他の社会福祉法人との公平性の観点に十分留意していただきたい。

(2) 人的関与の見直し

- ・県職員の派遣については、18年度から、指定管理者への移行及び施設の移譲に伴い、全て引き揚げている。
- ・県立社会福祉施設の受託経営を目的に設立された法人であり、県と密接な連携の下に施設経営等を行っていくため、役員に県職員OBや保健福祉部長が就任している。職員は、各施設の長などに福祉分野の経験者等の県職員OBが雇用されているが、1次評価にあるとおり、今後ともプロパー職員の管理職登用について留意していただきたい。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・ホームページにおいて、事業計画・報告書、収支予算書、資金収支一覧表、貸借対照表、財産目録、寄附行為、役員名簿等を公表しており、取組みは順調である。

4 総合的評価

- ・自立的な運営を確立するため、人件費の見直し、施設の一体的管理、収入増に向けた新規事業の受託などに積極的に取組んでいることは、評価できる。
- ・また、指定管理者となっている4施設の運営については、研修やサービス体制の充実、積極的な利用促進に取組み、利用者数を把握している3施設については、導入前と比較し増加していることから、その取組は評価できる。
- ・引き続き、収入増や経費削減の取組みを強化するとともに、障害者自立支援法に的確に対応し、入所者等に対する福祉サービスを低下させることなく、安定した経営を行えるよう、経営基盤の充実・強化に努めること。